



**投稿** 大西達夫  
 医療経営士2級/MLIP  
 経営法律事務所 弁護士  
 士・弁理士/健康増進事業株式会社代表取締役

「VOICE & OPINION」は、医療経営士の皆さまの投稿欄です。日頃の実践事例や研究成果、医療・介護業界に対する提言、協会への要望、本誌への意見・感想などをお寄せください。掲載された方には薄謝を進呈させていただきます。※詳細は、本誌最終ページをご覧ください。

## 専門士業と企業経営における 医療経営士としての取り組み

私は、平成18年の退官まで裁判官や訟務検事\*1として医療訴訟を多く担当した経験を生かすため、医療分野に関連する弁護士業務に従事する一方、第一東京弁護士会の医事法研究部会部会長を務めています。この部会の研究活動の中で岡本正弁護士(医療経営士2級)から資格の存在を紹介されたことが、医療経営士を志すきっかけとなりました。

### ●専門士業者として(弁護士、弁理士)

弁護士として医療機関や医療関連企業から依頼される業務は、医療事故をはじめとする法的な紛争解決の代理人業務、医事法関連の法律相談や契約書・IC文書等の作成・レビューといった予防法務的業務、倫理審査委員会(いわゆるIRB)の審査業務等です。このほか、弁理士\*2として医療法人等が権利者となる商標登録の特許庁への出願業務等を取り扱っています。

資格取得の主な動機は、これら専門業務の中で、医療経営上の視点も考慮した顧客のリスク判断に有効なツールを提供したいと考えたことにあります。最近では、再生医療等安全性確保法に基づく認定再生医療等委員会の組成支援業務を手掛けていますが、法律上の事務処理にとどまらず、再生医療等の普及促進という課題解決に最適な法的・経営的枠組みの提案にまで踏み込んだコンサルティングを心掛けています。

### ●経営者として(中村塾、健康寿命延伸サービス)

資格認定後、中村彰吾先生を塾長とする第2期「経営人材育成 中村塾」への参加が契機となって、全くの偶然による予期せぬ人脈との邂逅があり、平成26年12月から、健康増進事業株式会社(以下、健康増進社)の経営顧問となられた中村先生とともに、同社の経営に参画しています。

健康増進社は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターと地域活性化に関する協定を締結し、同センターから運営を受託している高齢者健康増進センターにおい

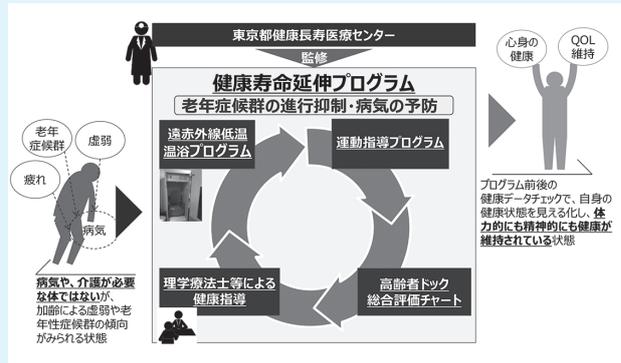
て、フレイル(虚弱)層に対する①遠赤外線低温温浴、②運動指導及び③健康寿命延伸評価プログラム(発明の名称「健康寿命の評価方法」として特許出願中\*3)を組み合わせた健康増進サービス(図1)を提供しています。

弊社健康寿命延伸プログラムについては、老年症候群の進行抑制・疾病介護予防により介入対象者1人当たり年間約24万円の社会保障費削減効果をもたらすとの試算(杉江正光医師\*4)が示されています。地域ヘルスケア産業支援ファンドが資本参加する\*5など、弊社の社会的役割に対する期待は高く、今後、自治体病院・民間病院を中心に弊社プログラムの普及を図ることで、上記試算の実証性を高めていく所存です。

### ●次世代健康医療戦略の鍵を握る医療経営士へ

今や再生医療や健康寿命延伸は、従来の疾病治療・介護給付中心の医療から予防医療・健康管理への重点化という変化を象徴する存在として注目を浴びています。医療経営士の知見を基盤とする法曹資格者・企業経営者として、これら次世代の健康・医療戦略の発展に貢献し、「一億総活躍社会」における地域包括ケアシステムの構築に寄与することが、中村塾で学んだ「国を癒す」大医たらんとする医療経営士の責務と自覚しています。

図1 健康増進事業(株)が提供する健康寿命延伸プログラムの流れ



(平成27年10月5日、東京都健康長寿医療センター「『高齢者健康寿命延伸ヘルスケア』シンポジウム～健康長寿社会を創る 地方自治体の役割～」資料から修正の上抜粋)

\*1 法務省訟務局と全国8管区法務局訟務部門に所属。独立行政法人制度施行前は、国立病院等の医療訴訟における医療側代理人の多くを訟務検事が務めていた。  
 \*2 知的財産の専門家として特許・意匠・商標等の出願業務を行う国家資格  
 \*3 特願2015-056910(東京都健康長寿医療センターとの共同出願)  
 \*4 東京都健康長寿医療センター循環器内科  
 \*5 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)・平成27年9月4日ニュースリリース